

神戸市 PTA 安全教育振興会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 PTA 会員相互の互助精神に基づき、PTA 活動の円滑実施に資することを目的として、神戸市 P T A 安全教育振興会（以下「本会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 神戸市 P T A 協議会を組織する正会員のうち、第 4 条第 1 項に定める手続きを完了した団体をいう。
- (2) 加入者 会員及びみなし会員の団体構成員（保護者、教職員等）並びに団体構成員たる保護者の監護下にある園児、児童及び生徒をいう。但し、止むを得ない理由により保護者の代理で PTA 活動に従事する親族等及び PTA 活動に従事する保護者に帯同する就園前の乳幼児をも加入者とみなす。（以下「みなし加入者」という。）

(施策)

第3条 本会は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を実施する。

- (1) PTA が主催もしくは共催する行事に参加中の加入者が被った傷害事故・災害（以下災害という）に対し見舞金等のお支払いをなすこと。
- (2) PTA 団体傷害保険（死亡・後遺障害のみ）、管理者賠償責任保険に加入すること。
- (3) 安全教育に関する活動をすること。
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事項に関すること。

第2章 加入手続き及び会費

(加入手続)

第4条 本会の主旨に賛同し加入を希望する神戸市 P T A 協議会を組織する正会員の団体（以下「加入希望団体」という。）は、別に定める見舞金運営規定に従って加入手続きを行い本会会員となることができる。

- 2 前項加入手続きについて、毎年 5 月末日までに当該手続きを完了したときは 6 月 1 日から、また 6 月 1 日以降に加入手続きを完了したときはその翌日から、それぞれ会員の資格を取得するものとする。
- 3 本会は、加入希望団体から第 1 項の加入手続きの申請があった場合、各加入希望団体が予め各団体構成員の合意を得てなされたものとみなす。

(会費)

第5条 本会加入手続きに併せて納付する会費の額は、加入希望団体の団体構成員 1 世帯あたり、本会理事会で決定した所定の金額に世帯数を乗じたものとする。

- 2 前項の規定に基づき納付された会費は、原則返還しないものとする。

第3章 事業

(事業)

第6条 本会は第3条に掲げる施策の内容として、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 見舞金のお支払いに関すること。
- (2) 加入希望団体からの集金事務並びにP T A団体傷害保険・管理者賠償責任保険への契約及び集金事務に関すること。
- (3) 安全教育推進活動の助成に関すること。
- (4) その他会員相互の互助活動に関すること。

2 見舞金等のお支払いの対象となる災害及びお支払いの基準については別途定める見舞金規定による。但し、P T A団体傷害保険(死亡・後遺障害のみ) P T A管理者賠償責任保険については、普通傷害保険普通保険約款およびP T A団体傷害保険特約条項・賠償責任保険普通保険約款およびP T A特別約款に従うものとし、第2条第2号に掲げるみなし加入者については、適用しないものとする。

第4章 役員の種類及び定数

(役員)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 会計監事 3名以内

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は本会役員経験者の中から会長が選任し、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

(職務)

第9条 本会役員、理事、顧問の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括し執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 理事は理事会において議案を審議する。
- (4) 会計監事は会計を監査し、また理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- (5) 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じる。

第10条 本会の役員、理事の選出については次の通りとする。

- (1) 会長は、神戸市P T A協議会会長をもってあてる。
- (2) 副会長は、神戸市P T A協議会副会長をもってあてる。
- (3) 理事は、神戸市P T A協議会理事をもってあてることが出来る。さらに当会会員の中から、理事会で推薦・承認があったものに委嘱することが出来る。
- (4) 会計監事は、神戸市P T A協議会監事をもってあて、神戸市教育委員会事務局の者に委嘱する。

(任期)

第 11 条 本会の役員・理事・顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 12 条 本会の会議は、理事会、正副会長会とする。

(理事会)

第 13 条 理事会は本会の最高議決機関であり、本会の理事および役員で構成し、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 会則の改正に関する事。
 - (2) 予算及び事業計画の決定に関する事。
 - (3) 決算及び事業報告の承認に関する事。
 - (4) 役員を選出に関する事。
 - (5) 第 20 条における積立金の運用に関する事。
 - (6) その他本会の運営に関する重要な事項に関する事。
- 2 理事会は年 1 回以上開催する。
 - 3 理事会は会長が必要と認めた時にも正副会長会の議を経て開催することができる。

(正副会長会)

第 14 条 正副会長会は、会長、副会長で構成し、原則として四半期に一度会長が招集する。

- 2 正副会長会は本会の事業運営にかかる事項について審議にあたるほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 理事会に付議する事項に関する事。
 - (2) 会則に付属する規定及び細則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 見舞金お支払いの内容の審査・決定に関する事項に関する事。
 - (4) その他事業執行に関する事項。
- 3 前項第 3 号に規定する見舞金内容の審査・決定に関し、特に必要がある場合は有識者・専門家の意見を聞いて決定することができる。
- 4 正副会長会は急を要する場合においては、理事会に代わって議決することができる。ただしこの場合において会長は、議決の経過を次の理事会において報告しなければならない。

(定足数)

第 15 条 第 12 条の規定に基づく会議を開催するに当たっては、当該会議の構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 前項の場合にあたって、当該議事につき予め書面をもってその意思を表示したものは出席とみなすものとする。
- 3 議決は出席者の過半数をもって決することとする。

(書面決議及び議決権の代理行使)

第 16 条 理事会、正副会長会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法、または委任状を提出することにより他の議決権を有する役員を代理人とすること、これらいずれかによって議決権を行使することができる。

- 2 理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決権を有する役員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 書面による理事会は、理事会の日の原則 2 週間前までに、会長名にて通知を発しなければならない。
- 4 書面または電磁的方法により決議を行う場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、定められた期間内に本会へ提出しなければならない。期日までに提出がない場合は同意したものとみなす。

第 6 章 会計

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年の 5 月 31 日に終わる。

(会計)

第 18 条 本会の事業執行に要する費用は加入者の負担金及びその他の収入をもってあてる。

(剰余金及び損失金の処理)

第 19 条 本会は毎会計年度において剰余金が生じたときは前会計年度から繰り越した損失を補填し、なお残金があるときは災害準備積立金管理会規定に定める額を災害準備積立金(以下「積立金」という。)として積み立てる。

- 2 本会は毎会計年度において損失を生じたときは積立金を取り崩してこれにあて、なお不足があるときはその不足額を繰越損失金として次年度に繰り越す。
- 3 第 1 項の積立金はこれを特別会計とし、神戸市 P T A 安全教育振興会災害等準備積立金管理会(以下「積立金管理会」という。)の承認がなければ取り崩すことができない。
- 4 前項の積立金管理会については、災害準備積立金管理会規定に定める。

(積立金の管理・運用)

第 20 条 本会の積立金の運用は次の各号に掲げる方法でもって行う。

- (1) 銀行預金
- (2) 国債及び公社債等の取得

第 7 章 事務局等

第 21 条 本会の会務を、継続的に執行するため、本会に事務局を置き詳細については規定を設ける。

- 2 事務局は会長が統括する。
- 3 事務局員の任命権は会長が持つ。
- 4 事務局は、本会の庶務及び会計事務にあたる。
- 5 事務局は、第 12 条に規定する会議に出席し、会務の報告をする。但し会議の構成員に算入しない。

(事務局の所在)

第 22 条 本会の事務局を 神戸市総合教育センター 神戸市 P T A 協議会事務局内におくものと

する。

第8章 会則改正等

(会則の改正)

第23条 本会則の改正は理事会において、出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

第9章 補則

第24条 本会則を実施するために必要な事項は各種規定ならびに細則によるものとする。

付則

7 この会則は令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月29日 神戸市PTA 安全教育振興会新旧理事会承認

事務局規定

第1条 会則第21条第1項に基づき次のとおり定める。

- (1) 事務局に事務局長を置くことができる。
- (2) 事務局員は本会専任事務局員とし、雇用を締結する。

(会務処理)

第2条 事務局の会務処理を次のとおり定める。

- (1) 会則第3章第6条に基づき加入に関する事項。
- (2) 見舞金規定並びに見舞金細則の施工に関する事項。
- (3) 金銭出納帳簿類の記帳並びに保管。
- (4) 保険証券、預金通帳類、会印等の保管。
- (5) 保険関係書類、各会議関係書類の保管。

2 前項第3号から第5号に掲げる事項に関しては、会計監事の指示に従うものとする。

付則

4 本規定は令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月29日 神戸市PTA 安全教育振興会新旧理事会承認

災害準備積立金管理会規定

会則第 19 条第 4 項に基づき、神戸市 P T A 安全教育振興会 災害準備積立金管理会規定を次のとおり定める。

(構成)

第1条 本管理会は次のものを委員として構成し、会長が委嘱する。

- (1) 神戸市 P T A 安全教育振興会 会長 1 名
- (2) 神戸市 P T A 安全教育振興会 副会長 5 名以内
- (3) 神戸市 P T A 安全教育振興会 会計監事 3 名以内
- (4) 有識者・専門家等 必要に応じて若干名

第2条 会則第 19 条第 1 項に定める額を次のとおりとする。

- 2 前項の額は、当該会計年度の剰余金の内、次年度の当座資金を除いた額とする。

(任期)

第3条 本管理会委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(任務)

第4条 本管理会委員の任務は次のとおりとする。

- 2 会則第 19 条に定める承認の件。
- 3 会則第 20 条の運用の提案。

(会議)

第5条 会議の招集は本会会長が行い、開催については随時とし原則として年 1 回以上開催する。

- 2 本会の招集は、原則として開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 本会の会議は当年度の構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は出席者の 3 分の 2 以上とする。
- 5 会則第 16 条に定める議決権の行使をすることができる。

付則

本規定は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 2 9 日 神戸市 P T A 安全教育振興会新旧理事会承認